

中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会設置要領

1. 趣旨

経済財政運営と改革の基本方針 2024 及び 2025 を踏まえ、就職氷河期世代への支援を中高年層へと対象を拡大する及び従前からの取組を強化するとされたことに伴い、青森県内の関係機関を構成員とし、県内の就職氷河期世代を含む中高年世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会（以下「青森県協議会」という。）を設置する。

2. 構成員

青森県協議会の構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙 1 の機関を構成員とする。

また、地域における現状や取組等の情報共有及び市町村プラットフォームとの連携を図るため、青森市、八戸市及び弘前市の 3 市をオブザーバーとする。

3. 各構成員の役割

上記 2 の構成員の役割は、下記のとおりとする。

(1) 行政機関等

- ① 青森労働局（職業安定部）
 - ・ 青森県協議会のとりまとめ事務局（主担当）
 - ・ 事業実施計画の策定に関するとりまとめ（主担当）
 - ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
 - ・ 各種支援策の周知・広報
- ② 青森県（こども家庭部）
 - ・ 青森県協議会のとりまとめ事務局（副担当）
 - ・ 事業実施計画の策定に関するとりまとめ（副担当）
 - ・ 実施事業の進捗管理（副担当）
 - ・ 市町村プラットフォーム（以下「市町村 P F」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する市町村との連絡調整
 - ・ 各種支援策の周知・広報
- ③ 青森県（健康医療福祉部障がい福祉課）
 - ・ 市町村 P F の設置・運営に関する市町村との連絡調整
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・ 市町村 P F と連携した取組に係る事例の把握と周知
 - ・ 各種支援策の周知・広報

- ④ 青森県（健康医療福祉部健康福祉政策課）
 - ・ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策PFという。」）の設置・運営に関する市町村との連絡調整
 - ・ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
 - ・ 孤独・孤立対策PFと連携した取組に係る事例の把握と周知
 - ・ 各種支援策の周知・広報
- ⑤ 支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構青森支部、青森県社会福祉協議会等）
 - ・ 専門窓口、専門チームによる就職支援
 - ・ 企業説明会、面接会の開催
 - ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人の確保
 - ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練の充実
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
 - ・ 好事例の把握と展開
 - ・ 青森県協議会とりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知・広報

(2) 経済団体、労働団体、東北経済産業局等

- ・ 企業に対する中高年世代を対象とした求人募集や積極的な採用の働きかけ
- ・ 企業内の人材育成の充実や非正規雇用職員の正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 青森県協議会とりまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知・広報

4. 青森県協議会における取組事項

青森県協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成及び各種支援策の周知・広報

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やその家族等に対して、各種支援策の周知を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニ一

ズの把握について、その手法等を検討する。

- ①不安定な就労状態にある者
- ②長期にわたり無業の状態にある者
- ③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

(3) K P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①青森県におけるK P Iについては適切なものを検討のうえ設定する。
- ②K P Iを達成するため。事業実施計画を策定する。
- ③事業実施計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村P Fとの連携について

青森県（健康医療福祉部障がい福祉課）は、市町村P Fの設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・市町村P Fの設置に関する市町村への働きかけや市町村P Fの運営に関する市町村への助言等。
- ・福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等県レベルの経済団体への対応依頼。
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援。
- ・市町村P Fの好事例の周知等。

5. 青森県協議会の会議運営について

上記の協議を行うため、年2回を目安として協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

また、会議の開催方法については、対面による開催のほか、書面による開催又はオンラインによる開催等、各構成員のニーズを考慮したうえで開催することも差し支えないものとする。

6. 秘密の保持

青森県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

中高年世代活躍応援プロジェクト青森県協議会構成員

区分	構成員（機関・団体名）
経済団体	一般社団法人 青森県経営者協会 青森県商工会議所連合会 青森県中小企業団体中央会 青森県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会青森県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
行政	東北経済産業局 青森労働局 青森県（労働関係部局、保健福祉関係部局、孤独・孤立対策関係部局）

区分	オブザーバー（機関・団体名）
行政	青森市 八戸市 弘前市